

散骨ガイドライン

1. はじめに

(1) 散骨とは

散骨は、亡くなられた方の遺骨をお墓に納めず、海や山などの自然へ撒くことをいいます。

(2) 散骨は、原則として自由に行える

墓地、埋葬等に関する法律に散骨を禁止する規定はありません。一部地域の条例を除いて法規制の対象外とされています。

また、法務省が、1991年に、葬送のための祭祀として節度をもって行われる限り遺骨遺棄罪（刑法190条）に違反しないと散骨についての見解を示しています。

このように、散骨は「祭祀として」「節度をもって行われる限り」自由に行うことができます。

(3) 自主基準策定の趣旨

散骨について法的な規定が制定されておらず、行う側の自主判断に任されています。

散骨を行う一事業者として、

- ①地域の方々からの信頼を得る
- ②周辺環境の保全
- ③利用者の保護

を目的に自主基準を策定する必要があると考えました。

散骨関してのガイドラインを定めます。これを遵守することにより、ご遺族様に安全かつ安心していただける散骨をご提供していきます。

2. 粉骨の義務

ご遺骨をそのままの状態でするのは、「墓地・埋葬等に関する法律」「刑法190条の規定する死体（遺骨）遺棄罪」に抵触する恐れがあるため、ご遺骨と分からない位の状態（2mm以下の粉末状）にします。未粉骨のご遺骨を撒くことはありません。

3. 自然環境への配慮義務

- (1) 自然に還らないもの（ビニール、プラスチック等）は撒きません。
- (2) 有害物質六価クロムの無害化処理を行います。※
- (3) 周囲の景観に影響を及ぼす建築物は建てません。

※ご遺骨の主成分は「リン酸カルシウム」ですが、火葬の過程で自然界ではほとんど存在しない「六価クロム」という有害物質が含まれている場合があります。「六価クロム」には非常に強い酸化作用があり、環境破壊 皮膚や粘膜に付着すると皮膚炎や腫瘍 ガンの原因になる物質といわれています。六価クロムの無害化処理を標準で行うことにしています。

4. 行動原則の遵守義務

- (1) 安全かつ節度ある健全な事業活動を通じて故人様やご遺族様の追悼・ご供養の想いに貢献します。
- (2) 故人様のご意志やご遺族様のご要望を真摯に受け止め、その実現に向けて最大限配慮します。
- (3) 起こり得るトラブルを未然に防止するとともに、幅広く理解を得られるよう努力します。常に散骨にかかわる知識の普及・啓発に努めます。
- (4) 故人様の基本的人権を尊重し、ご遺族様の安心と信頼を得ます。

5. 顧客情報の守秘義務

業務上知り得た顧客情報を守秘するとともに、個人情報保護法の遵守・徹底を図り、個人情報の適正な管理に努めます。

6. 情報開示・説明責任

- (1) 故人様やご遺族様（以下申込者という）に提供する内容や料金、その他有用な情報を開示・提供し、適正な助言を行うことにより、申込者が適正な選択・決定ができるよう努めます。
 - ①事前相談、事後相談にかかわる事項
 - ②見積りにかかわる事項
 - ③散骨全般の進行・運営にかかわる事項
 - ④見積り後の内容や仕様・数量等の追加・変更にかかわる事項

- ⑤見積り以外の別途費用の発生にかかわる事項
- ⑥見積書と請求書の内容・金額等の差異にかかわる事項
- ⑦申込者にとって有用となる事項
- ⑧契約上の重要事項について申込者の不利益となる事実

- (2) 申込者の開示・提供する情報内容は、できる限り分かりやすい表現や表示、用語を使用するよう努めます。
- (3) 申込者開示・提供するサービス内容・料金等の表示について、不当、虚偽、誇大等の表示は行いません。